

団体交渉の議事録

交渉日：令和5年10月27日（金）11時00分

場 所：第一本庁舎内会議室

出席者：当 局 副知事、総務局長、人事部長、労務担当部長、制度企画課長、
教育長、交通局長、水道局長、下水道局長 外
都労連 執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、
都庁職執行委員長、都教組執行委員長、東交執行委員長、
（全）東水労中央執行委員長、都高教組執行委員長 外

都 労 連 本日は、年末一時金に関する要求書を提出いたします。
この要求は、都労連の各単組の総意により決定した、職員の期待が
込められている切実な要求です。
日夜都民と向き合い、その生活と命を守る最前線で奮闘している職
員こそ都政を根底で支えています。その努力に応えることは都側の責
務です。真摯に受け止め、誠意ある回答を求めます。
それでは、要求について書記長から説明いたします。

（要求書読み上げ）

当 局 ただ今、年末一時金についての要求を承りました。
早速、知事に報告するとともに、私どもも検討に入りたいと思いま
す。
この際、私から一言申し上げます。
本年の勧告は、例月給、特別給ともに2年連続で引上げとなってお
りますが、特別給については引き続き国を大きく上回り、全国で最も
高い支給月数が勧告されています。
都政を取り巻く状況が一層厳しさを増す中、職員の勤務条件に対し
ては、都民から常に厳しい視線が注がれております。
皆さんからの要求につきましては、人事委員会勧告の内容や、社会
経済情勢等を十分に踏まえ、都民の理解と納得が得られるかという視
点から慎重に検討した上で、改めて回答したいと思います。
さて、この間の小委員会交渉では、行政職給料表（一）の1級・2
級の課題や勤勉手当の成績率制度、会計年度任用職員制度、さらには
柔軟で多様な働き方に関する諸制度を中心として、連日、労使で厳し
い議論が積み重ねられているものの、双方の見解には大きな隔たりが
あると聞いております。
しかし、現下の厳しい情勢などを踏まえれば、職責・能力・業績に
基づく処遇の更なる徹底や都庁の働き方改革の推進により、職員一人
一人が意欲と能力を最大限発揮できる人事制度を構築し、組織の生産
性をより一層高めていくことが必要不可欠であると考えています。

こうした認識の下、私どもとしては、これまで皆さんと重ねてきた議論や都の実情も考慮した具体的な検討を進め、見直しを要する人事制度について、今給与改定交渉期において結論を得ていく必要があると考えております。

労使にとって残された時間は限られておりますが、これまで築き上げてきた信頼関係に基づき、協議を尽くした上で、結論を得なければならないと考えております。

私からは以上です。

都 労 連

都側から、勧告状況に触れた上で、特別給は引き続き国を大きく上回り、全国で最も高い支給月数の勧告との認識のもと、要求に対しては、都民の理解と納得が得られるかという視点から慎重に検討するとの考え方が示されました。特別給の引上げに対して、より一層慎重な姿勢を示したものと受け止めざるを得ず、到底容認できません。昨年来の物価高騰のもと首都圏に暮らす職員の生活実態を踏まえれば、全国で最も高い支給月数であっても、殊更問題視される筋合いはなく、むしろ、都内民間の実勢やこの間の物価高騰を踏まえれば、都労連の要求に正当性があると確信いたします。3年半以上の長きにわたるコロナ禍を経て、感染症対策はもとより、幅広い都政の現場で、職員がその役割と責任を果たしてきたことに対して、都民は信頼を寄せており、理解と納得は必ず得られるものと申し上げます。

都側は、様々な課題で労使双方の見解に大きな隔たりがあると言及されましたが、直近の交渉状況で、既に労使が激しく対立していると報告を受けております。行（一）給料表の1級・2級の類例のない給与カーブのフラット化による賃金水準見直しは到底容認できませんし、その影響を直接受ける業務職給料表については、その作成方針を直ちに改めて現業賃金の改善を図ることが必要不可欠です。また勤勉手当の成績率制度について執拗に言及し、更なる見直しを示唆しているのは言語道断です。会計年度任用職員についても、常勤職員との均等待遇実現を求める都労連要求に応え課題を解決すべきところ、検討状況はゼロ回答であり、納得できません。

都側は、職責・能力・業績に基づく処遇の更なる徹底など、組織の生産性を高めることが必要不可欠だと繰り返し、先に言及された課題でも強調していますが、都労連は、職責・能力・業績主義に反対の立場を明確にいたします。職責・能力・業績主義のベースにある競争主義では、職員の意欲と能力の発揮ではなく、むしろ減退をもたらすものと指摘いたします。

また、見直しを要する人事制度について結論を得ていく必要があると言及されましたが、要求に応えることなく、一方的に見直しありきとする交渉態度を直ちに改めなければ、限られた時間の中で、円満に課題を解決することはできません。都労連は、労使交渉を尽くして解決する立場に、いささかも変わりありません。

都側には、本日提出した年末一時金要求はもとより、3月に提出している基本要件に応え、全ての職員の賃上げを実現することを求めます。勧告は民間の賃上げ状況や、1年以上続く諸物価の上昇に伴う生

計費の増大を反映していないというのが、生活から来る職員の実感にほかなりません。勧告制度の機能不全が明白である以上、職員が勧告を上回る賃上げを求め期待するのは当然であり、都側が速やかに決断することを求めて、発言を終えます。